

一般財団法人シマダ未来財団

評議員、理事、監事及び選考委員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人シマダ未来財団（以下「当法人」という。）の定款第14条及び第29条の規程に基づき、評議員、理事、監事及び選考委員の事業年度の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 選考委員とは、当法人の定款第37条に定める選考委員会を構成する委員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等及び選考委員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員の報酬は、集合型、Web型、TV型等その開催形式を問わず評議員会に出席する毎に、1日につき20,000円とする。

3 評議員の報酬は毎年総額500,000円を越えないものとする。

4 業務執行理事の報酬は、月額200,000円とする。

5 業務執行理事以外の理事の報酬は、集合型、Web型、TV型等その開催形式を問わず理事会と評議員会に出席する毎に、1日につき20,000円とする。

6 監事の報酬は、会計監査・業務監査の報酬として、1年度50,000円とする。このほか、集合型、Web型、TV型等その開催形式を問わず、選考会や選考方針会議等に出席する毎に、1日につき20,000円とする。

7 理事及び監事の報酬は毎年総額4,000,000円を越えないものとする。

8 選考委員の報酬は、1年度100,000円とする。このほか、集合型、Web型、TV型等その開催形式を問わず、選考会や選考方針会議等に出席する毎に、1日につき

20,000円とする。

9 選考委員の報酬は毎年総額 4,000,000円を超えないものとする。

10 役員等、選考委員には賞与及び退職慰労金を支給しない。また、前各号の規程にかかわらずシマダグループに所属する当法人の役員等については無報酬とする。

11 前項におけるシマダグループとは、シマダグループ株式会社・株式会社シマダ・シマダアセットパートナーズ株式会社及びこれらの法人が支配関係を有する株式会社とする。

12 役員等、選考委員は、事前に代表理事に申し出ることにより、この規程で定める報酬を受け取らないことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の業務執行理事の報酬月額の変更は、評議員会の決議による。

(報酬等並びに費用の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 支給日については、報酬発生の翌月末日に支払うものとする。

3 振込額は源泉徴収税額控除後の金額とする（業務執行理事を除く）。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 当法人は役員等及び選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく実費で支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 業務執行理事には、通勤に要する通勤手当として、公共交通機関による最短経路での自宅から勤務地までに要する費用を定期代または実費にて支払うものとする。

(旅費交通費の支給)

第7条 役員等及び選考委員が遠隔地から評議員会、理事会及び奨学生選考会に出席する場合又は役員等及び選考委員が当法人の業務上の必要性に基づいて出張する場合には、実費を支給することができる。

(公表)

第8条 当法人は、公益財団法人の認定を受けた場合には、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、当法人の設立の登記の日から施行する。